

発議第 1 号

松阪市議会議員定数条例の一部改正について

松阪市議会議員定数条例（平成 20 年松阪市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 3 月 25 日 提出

松阪市議会議会改革特別委員会

委員長 野 口 正

松阪市議会議員定数条例の一部を改正する条例

松阪市議会議員定数条例（平成 20 年松阪市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

「30 人」を「28 人」に改める。

附 則

この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。